

『むつ市地球温暖化対策推進実行計画』の平成20年度の結果をお知らせします

地球温暖化問題は、将来の人類の存続に関わる重大な問題として、地球規模でその対策に取り組まなければならない課題となっています。

むつ市では、市自らが事業者・消費者として率先してCO₂（二酸化炭素）の削減に取り組むべきとして、平成20年3月に『むつ市地球温暖化対策推進実行計画』を策定しました。この計画は、市の49課278施設から排出される温室効果ガスのうち、CO₂の総排出量を、平成19年度を基準として平成24年度までの5か年で5%削減を目標とした市役所庁内の地球温暖化対策で、今回、計画策定後の初年度の集計結果を市民のみなさまにお知らせします。

むつ市 平成20年度 CO₂ 9.8% 削減

むつ市では、平成19年度のCO₂総排出量が10,588トンで、平成20年度が9,548トンとなり、差引き1,040トン、9.8%の削減となりました。この内訳ですが、平成20年度に指定管理者への移行した施設、学校の統廃合などの影響が7.2%を占めていることから、実質的な削減努力による割合は2.6%の状況となっています。

主な削減努力の内容として、①お昼休み等での、こまめな消灯

②必要以外の冷暖房の抑制

③公用車の安全運転や、無駄なアイドリングをしないなどの燃費の効率化

④パソコンの有効利用による事務の効率化

など、これらの積み重ねが削減の大きな要因と考えています。

1) 主なる施設の状況 (単位トCO₂)

総排出量	19年度	20年度	増減	%
合計	10,588	9,548	△1,040	△ 9.8
本庁舎関連	603	555	△ 48	△ 8.0
川内庁舎	198	180	△ 18	△ 9.0
大畑庁舎	230	200	△ 30	△13.1
脇野沢庁舎	234	213	△ 21	△ 9.0
公営企業局	1,750	1,743	△ 7	△ 0.4
教育関係	4,613	4,064	△ 549	△11.9
その他施設	2,960	2,593	△ 367	△12.4

2) 主なる排出燃料源別の比較

総排出量	19年度	20年度	対比	増減トCO ₂	%
合計(トCO ₂)	10,588	9,548	(増減量)	△1,040	△ 9.8
電気(Kwh)	11,383,267	10,785,872	△597,395	△ 332	△ 5.2
A重油(L)	665,207	565,268	△ 99,939	△ 271	△15.0
灯油(L)	719,251	585,114	△134,137	△ 378	△20.6
LPG(m ³)	33,296	30,346	△ 2,950	△ 18	△ 9.0
軽油(L)	82,779	67,957	△ 14,822	△ 39	△17.9
ガソリン(L)	93,068	92,043	△ 1,025	△ 2	△ 1.1

3) 主な削減率(9.8%)の内訳

- ① 学校統廃合によるもの(烏沢小学校ほか) …… △182トCO₂ (△1.7%)
- ② 指定管理者制度への移行によるもの(運動公園ほか) …… △585トCO₂ (△5.5%)
- ③ 実質的な削減努力によるもの …… △273トCO₂ (△2.6%)

『ストップ・ザ・温暖化』～取り組んでみませんか！身近にできるCO₂の削減～

- ① お昼休み中のオフィスや教室は照明を切る
 - ② 使用していない電化製品の主電源を切る(テレビをつけっぱなしにしない)
 - ③ 冷房は28℃、暖房は20℃に温度を設定する
 - ④ 駐停車の際にはアイドリングをしない
 - ⑤ 自動車の買替えではハイブリット車や低燃費車にする
 - ⑥ お買い物袋を持ち歩く …… など
- ご家庭で使う電気、ガス、灯油、ガソリンなどは必要なエネルギーですが、工夫することで使用量を減らし、節約にもつながります。

今後は、本庁舎の移転や対象施設の指定管理への移行、学校の統廃合があったことも考慮しながら、さらなるCO₂の削減に向けて、各庁舎別・各部・各施設ごとの詳細な分析や調査を行い、増減の要因を確認し、継続することとしています。市では、今後も地球温暖化対策の取り組み状況を随時お知らせしていきます。

(問合せ先)
市環境対策課 ☎22-1111 内線 2452

社会保険庁から国民年金についてのお知らせ

【社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書を送付しています】

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税の対象ですが、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

◆社会保険料(国民年金保険料)控除Q&A

【Q1】 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、今年分として申告できますか？

【A1】 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。ただし、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。なお、12月31日を過ぎてから納付した分は、翌年分として申告していただくことになります。

【Q2】

家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

【A2】

世帯主または配偶者がご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

◆社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について問い合わせは

控除証明書専用ダイヤル
☎0570-070-117
(IP電話の場合は)
☎03-6700-1130
※平成22年3月13日まで受付しています

【国民年金保険料収納業務の民間委託を実施しています】

社会保険庁では、国民年金保険料収納業務(電話や文書、戸別訪問による納付や免除申請のご案内および保険料の収納業務等)の民間委託を、平成17年10月から順次拡大してきましたが、平成21年10月からは、すべての社会保険事務所を実施することになりました。

むつ社会保険事務所管内は、「株式会社オリエントコーポレーション」に委託しています。

◆委託事業者が戸別訪問をする際には

① 社会保険庁長官が発行した、「顔写真入りの「納付督促員証明書」を提示します。

② 「社会保険庁から、国民年金保険料の収納業務を委託されている株式会社オリエントコーポレーションの〇〇です。」と名乗ります。

③ 保険料をお預かりして収納するのは、お客様が保険料納付書をお持ちの場合に限られています。保険料納付書をお持ちでない場合に、現金を受け取り、領収書を発行することはありません。

◆ご注意ください

委託業者が、勤務先の会社名等を尋ねたり、預金口座番号をお聞きすることはありません。また、指定口座に保険料振り込みを依頼することはありません。もし、ご不審な点がありましたら、むつ社会保険事務所にご連絡をお願いします。



(問合せ先)

むつ社会保険事務所

☎22-2278

～軽度生活援助ホームヘルプサービス事業～ 除雪等のお手伝いをします

市では、65才以上のひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯で除雪作業が困難な方を対象とした除雪等の援助を行なっています。利用を希望される方はお申し込みください。

〈除雪の範囲〉 玄関前より道路までの徒歩可能な道幅の確保 ※屋根の除排雪等は含みません

〈利用料金〉 午前6時～午前8時まで・300円/30分

午前8時～午後6時まで・200円/30分

午後6時～午後10時まで・300円/30分

〈申込方法〉 申請書での申請となります(本人・代理人の申請可)

※電話での受付はいたしません

(問合せ・申込先)

市介護福祉課 ☎22-1111 内線 2562

川内庁舎市民福祉課 ☎42-2111

大畑庁舎市民福祉課 ☎34-6611

脇野沢庁舎市民福祉課 ☎44-2111